歳

入

国保税

24.2%

国庫支出金

25.6%

単位:千円

1,487,462

1,570,055

320,193 1,053,845

253,617

457,297

164,146

829,818

801,706

6.136.433

259 27,853

ますが、 金を除いた実質単年度収支は1億 は1億6. を改めて算定します。 年度の決算見込額を元に今年度の予算額 補正を行います。 8万円の赤字となり厳しい運営状況と なお、 その内訳は、左の円グラフのとおりです。 平成21年度の歳入歳出差引額で 前年 4 度繰越金や基金からの 4万円の黒字が見込まれ 5月に明らかになる前 6, 8

変わります 国民健康保険税の税率が

度見込まれる医療費等から、 医療分については平成21年 被保険者の皆様には、 県支出金等を差し引いた 61

課税を実施 していま 今年 た

> 億 6 伸びなどにより引き上げとな 0 避けるため、前年度繰越金 りますが、 税負担軽減のため充当して算 繰入金(1億226万円) 414万円)と基金から 急激な税率上昇を を 1

> > 昨

年度を下回ったので昨年度

0

税率から

)引き下げとなって

・ます

予定 額 が昨年

有効期間

の高齢受給者証を郵

保険加入者の方に、

新しい

70歳から74歳の方で国民

健

0 となっています。 分についてはすでに統 出 支出 介護分、 しました。 介護分については、 後期高齢者支援金 - 度を上 本年度 税率

証の更新について

国民健康保険高齢受給者

回ったので昨年度の税率から

	十成四十岁	四体优华	
	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割額	6.30%	2.54%	1.89%
資産割額	22.15%	10.05%	7.30%
均等割額 (一人あたり)	19,800円	8,900円	9,500円
平等割額 (世帯あたり)	17,200円	7,600円	5,300円
限度額	500,000円	130,000円	100,000円

ます。 する予定です。 す。 度10月1日の更新分から一 旬にお手元に届くように郵 したが、 自宅を離れる場合は、 帯につき1枚でしたが、 被保険者証を発行して |枚のカード型に変更となり 新し 旅行や仕事等で長期 61 今後は不要となり 被保険者証は9月 遠隔 今年 13 間 人 送 É ま 地 下

に医療機関を受診される場合 送しています。 変わります 被保険者証がカード型に は、 これまで被保険者証 緒にご提示ください 新しい受給者証を保険 8月1日以 は 1 世 降

ては、 引き上げとなっています。 後期高齢者支援金分に 本年度の支出予定額が 0 61

税率については、

医療費

2

国保会計は、

例年6月の議会で予算の

したが、 る不均 度まで旧市町毎に税率の異な だくことになります。 残りを国保税として負担 税率(統 今年度よりす 一税率)となります。 バベて同

なっています。

0

平成22年度 国保税率

計

その他収入

13.5%

療給交付金 5.2%

繰越金

2.7%

前期高齢者

交付金 17.2%

国庫支出金(国からの負担金、補助金)

療給交付金(退職被保険者分交付金)

県支出金(県からの負担金、補助金)

財産収入(基金の利子)

歳

繰入金(一般会計、基金からの繰入金)

共同事業交付金(高額医療費共同収入分)

入

繰入金 7.5%

県支出金

4.1%

国保税

繰越金

その他収入

諸収入

前期高齢者交付金



ると医療機関での自己負担額 れる場合は、 持ちでない方で新たに入院さ

な

交付申請をしてください。

下げられますので、

認定証

世

帯

応じた一定

額まで引

付申 保険者証をお持ちのうえ、 毎年8月1日となってい ない 更 (度額適用認定証更新 -請をしてくださ 新 方は、 O認定証、 £ \$

お限度額適用認定証 手続きを済まされ 玉 をお 保被 、ます。 交

税額など

☎(55)5106

税務課市民税係

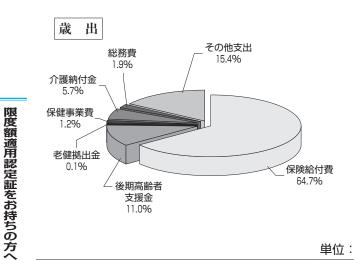
(55)5005

収納方法など 支所の窓口 各支所地域振興課 ★(55)5000 的課収納徴収係

認定証を提示す

問 加入および各種制度など 国保年金課国保年金係 い合わせ…

Ħ



単位:千円

保険給付費(医療費等)	3,969,013
後期高齢者支援金	672,138
老健拠出金(老人保健受給者の医療費等拠出金)	3,216
保健事業費(特定健診事業費等)	72,308
介護納付金	351,015
総務費(人件費、事務費等)	117,357
その他支出	951,386
前期高齢者納付金	1,107
共同事業拠出金(高額医療費共同支出分)	805,711
基金積立金(基金利子)	259
諸支出金(療給交付金返還金等)	25,238
予備費	119,071
歳 出 計	6,136,433

ご存知ですか?高額医療・高額介護合算療養費制度

平成20年4月より、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、「高 額医療・高額介護合算療養費制度」が始まりました。

この制度は、世帯内の同じ医療保険に加入されている方が毎年8月から翌年7月までの1年間(ただし平成 20年度は平成20年4月から平成21年7月までの16カ月で計算)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を 合計し、下表の基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。毎年7月31日現在に加入して いる医療保険者に申請することになります。国民健康保険、後期高齢者医療に加入の方には、該当すると思 われる方にご案内の通知を送付する予定です。その他の医療保険に加入の方は、加入されている医療保険に お問い合せください

か回(1) ログ / / ころ(1)				
	所得区分	70歳未満 の人	所得区分	70歳以上 の人
	一般	67万円	一般	56万円
	住民税	34万円	低所得者 I ※ 1	19万円
	非課税世帯	34月円	低所得者Ⅱ ※ 2	31万円
	上位所得者 ※ 4	126万円	現役並所得者 ※3	67万円

○平成20年4月から平成21年7月分に ついては基準額が異なります。

_		国民健康保険	後期高齢者医療
	% 1	世帯主および国保加入者が住民 税非課税でその世帯の各所得か ら必要経費等を差引いたときに 0円になる世帯	世帯全員が住民税非課税で年金 収入80万円以下等の方
		世帯主および国保加入者が住民 税非課税の世帯	世帯全員が住民税非課税の方
		70歳以上の被保険者で一人でも 住民税課税所得が145万円以上 の方がいる世帯 (自己負担割合が3割の世帯)	被保険者で住民税課税所得が 145万円以上の被保険者および その世帯に属する被保険者 (自己負担割合が3割の方)
	※ 4	国保加入者の基礎控除後の総所 得金額が600万円を越える世帯	

◎問い合わせ…《国民健康保険》国保年金課国保年金係☎(55)5106 《後期高齢者医療》国保年金課医療給付係 ☎(55)5107

険》高齢福祉課介護保険係 ☎(55)5115